

ひょうごバイオマス eco モデル登録制度実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県において、県内でバイオマスを利活用する取組を「ひょうごバイオマス eco モデル」として登録し、広く情報発信することにより、バイオマスの利活用を普及啓発し、取組の拡大を図ることを目的として行う、ひょうごバイオマス eco モデル登録制度の実施に必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の掲げるところによる。

- (1) バイオマス 再生可能な生物由来の有機性資源であり、化石資源を除いた別に定める種類のもの
- (2) ひょうごバイオマス eco モデル (以下「バイオマスモデル」という。) バイオマスを原材料とし、たい肥や肥料、飼料等としての利活用や炭化等による土壌改良材としての利用、メタン発酵や熱化学変換等によるエネルギー利用、バイオマス利活用の促進のための環境改善、廃棄物系バイオマスの削減、バイオマス由来の製品等 (マテリアルやエネルギー用途として利用されるもの) の利用拡大など県下におけるバイオマス利活用の普及・拡大に向けて、県民や事業者等の参画を牽引する取組

(登録の対象)

第3 登録は取組ごとに行うこととし、対象は、既に開始されている取組、又は、実現が確実と見込まれる計画であって、次の要件をすべて満たす取組とする。

- (1) 取組を実施している施設 (以下、「取組施設」という。) の所在 (計画段階の場合は予定地) が兵庫県内であること。ただし、取組施設の所在が兵庫県に隣接する市町村 (海域で接する場合を除く) であり、当該施設の運営を行う者の主たる事務所が兵庫県内である場合は、県内での取組と認めるにふさわしいものに限り、登録の対象とする。
- (2) 原則、原料等として利活用 (計画段階の場合は利活用を予定) しているバイオマスの過半が兵庫県内で発生したものであること。
- (3) 関係法令の許認可等が適正に取得等されていること。
- (4) 別表1に定める基準を満たすこと。

(登録の申請)

第4 取組の登録を受けようとするものは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 申請取組の概要
 - (3) 別表1に定める基準のうちの該当する基準とその理由
- 2 前項の申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。
- 3 登録申請書の受付は毎年度1回とし、その時期は知事が別途公表するものとする。

(審査及び登録の実施)

- 第5 前第1項の申請があった場合、知事は学識経験者等の意見を参考に、別表2の登録基準を満たすと判断するものをバイオマスモデルとして登録する。
- 2 知事は前項の登録をした場合は、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

(登録内容の変更)

- 第6 バイオマスモデルを実施する事業者（以下「登録事業者」という。）は、バイオマスモデルについて、以下の事項に変更が生じたときは、別に定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 代表者の変更
 - (2) 利活用の対象バイオマスの種類の変更（追加、削減を含む）
 - (3) 取組施設の処理能力の増減
 - (4) 利活用の対象バイオマスのうち兵庫県内で発生したものが過半を下回った場合
 - (5) 事業の廃止
 - (6) その他届出が必要と認められる変更

(登録の取消)

- 第7 バイオマスモデルが次の各号に該当する場合には、知事は登録を取り消すものとする。
- (1) 登録事業者から辞退の申し出があったとき
 - (2) 登録事業者が廃業もしくはバイオマスモデルの中止が確認されたとき
 - (3) 登録対象基準を満たすことができなくなり、将来にわたって改善される見込みがないと認められるとき
 - (4) 法令に違反する等、登録を継続するに適當でないと認められるとき

(バイオマスモデル申請内容等の公開)

- 第8 知事は登録申請書及び登録内容等変更届出書に記載された内容について、普及啓発に必要と認める情報を公開するものとする。
- ただし、申請者から正当な理由により、公開を拒否された場合はこの限りでない。

(補則)

- 第9 この要領に定めるもののほか、登録制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月6日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年9月22日から施行する。
- 3 この要領は、平成23年9月5日から施行する。
- 4 この要領は、平成25年2月22日から施行する。
- 5 この要領は、平成27年5月14日から施行する。
- 6 この要領は、令和3年12月6日から施行する。

別表 1 (要領第 3 関係)

バイオマス eco モデルの登録対象基準

項 目	基 準
<p>バイオマス利活用等の取組の要件</p>	<p>以下のいずれかの取組であること。</p> <p>(1) 原材料 ア 利活用率の低いバイオマスや資源作物等の利活用 イ 複数のバイオマスの組み合わせによる利活用 等 【例示】 (ア) 間伐材の固形燃料化(チップ、ペレット等) (イ) 食品廃棄物と家畜排せつ物のメタン発酵 等</p> <p>(2) 技術 ① レベル 県内で普及段階に至っていない技術の利活用 【例示】 (ア) 廃コーヒー粕の燃焼による熱利用 (イ) 木質バイオマスのガス化 等 ② システム 複数の技術の組み合わせによる効果的な利活用 【例示】 (ア) メタン発酵残さの炭化・肥料化 (イ) 生ごみ・紙ごみによるメタン発酵と発電 等</p> <p>(3) 普及 バイオマス利活用を促進させる利用環境の改善や、バイオマス由来製品等の利用拡大を加速させるための取組（当該取組に3年以上の実績があり、県内でのバイオマス利活用の普及に寄与していると認められるものに限る）等 【例示】 (ア) 竹チップ用ボイラーの開発等による竹利用の促進 (イ) ペレット販売拠点の整備等による利用環境の改善 等</p> <p>(4) 地域 バイオマスの分別、収集・運搬、利活用システムの管理・運営等において、地域が一体となった取組 【例示】 (ア) 廃食油回収によるバイオディーゼル燃料製造と利用 (イ) ボランティアによる間伐材搬出、炭製造、利用 (ウ) 地域通貨によるバイオマス資源の効率的回収と利用 等</p> <p>(5) その他 廃棄物系バイオマス発生の削減のための取組、その他、バイオマスの利活用に有効な取組 【例示】 フードバンク活動による余剰食品の有効活用</p>

別表 2 (要領第 5 関係)

登録に係る審査基準

項 目	審 査 基 準
1 バイオマスの利活用 の要件	① 別表 1 の登録基準欄において(1)から(5)のいずれかに該当する取組であるか。 ② 計画段階にある場合にあっては、事業の実現性が確実であるか。
2 その他	・その他認定を行うにあたり問題となる事項がないか。